

別表1（第3条関係）

対象事業名	対象事業の内容	補助金額	補助回数
スポーツ大会 出場補助事業	対象大会へ出場する小学生、中学生又は高校生の選手	全国大会（県内で開催される大会を除く。）・九州大会（沖縄県で開催される大会に限る。）は、2万円。国外大会は4万円。（ただし、高校生以下は半額とする。）	1人当たり年1回
	対象大会へ出場する一般の選手		1人当たり年1回
	対象大会へ出場する小学生、中学生又は高校生に係る監督、コーチ及びチームスタッフ		1人当たり年1回
	対象大会へ出場する一般の選手に係る監督、コーチ及びチームスタッフ		1人当たり年1回
	対象大会へ出場するチーム	10人までは、全国大会（県内で開催される大会を除く。）・九州大会（沖縄県で開催される大会に限る。）に参加する人数に1万円を乗じた額。国外大会は参加人数に2万円を乗じた額。10人を超える人数があるときは、15人を限度とし、その超える人数に5千円を乗じて得た額を加えた額（ただし、いずれも高校生以下は半額とする。）	1団体当たり年1回

別表2（第3条関係）

対象事業名	対象事業の内容	対象費目	補助金額	補助回数
選手育成・強化事業	会長が、選手の育成・強化を目的とするものであると認めた練習	会場借上料、交通費、負担金	会場借上げに伴う経費の2分の1以内で3万円を限度とする。	1競技団体1年間当たり
	会長が、選手の育成・強化を目的とするものであると認めた練習試合等への派遣事業		補助対象経費の2分の1以内で5万円を限度とする。	1競技団体当たり年1回
	会長が、選手の育成・強化を目的とするものであると認めた講習会等への派遣事業		補助対象経費の2分の1以内で1万円を限度とする。	1名当たり年1回

別表 3 (第 3 条関係)

対象事業名	対象事業の内容	対象費目	補助金額	補助回数
講演会等開催 補助事業	プロチーム又はプロ選手若しくは全国的に有名なチーム又は選手を招へいし開催する練習会等の交流事業	交通費、宿泊費、謝礼金、借上料、賃借料、委託料及び消耗品費	補助対象経費の 5 分の 4 以内で個人は 1 事業当たり 10 万円、チームは 1 事業当たり 20 万円を限度とする。	1 競技団体当たり 2 年に 1 回
	競技力及び技術向上のため開催するスポーツ教室		補助対象経費の 5 分の 4 以内で 5 万円を限度とする。	1 競技団体当たり年 1 回
	指導者の養成及びスポーツ推進のための講師しょうへい		補助対象経費の 5 分の 4 以内で 10 万円を限度とする。	1 競技団体当たり年 1 回